

その2

下條正男

韓国の慶尚北道は平成29年(2017年)3月16日、ネット上に独島史料研究会編の『竹島問題100問100答批判2』を公開した。慶尚北道の独島史料研究会は、これまでも島根県竹島問題研究会が2014年に上梓した『竹島問題100問100答』に対して、『竹島問題100問100答批判1』(2015年刊)を刊行し、反論している。

今回の独島史料研究会編『竹島問題100問100答批判2』は、その第二弾である。島根県竹島問題研究会は平成27年(2015年)6月、『第三期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』をまとめ、その附録で慶尚北道独島史料研究会編の『竹島問題100問100答批判1』を論駁した。『竹島問題100問100答批判2』は、それに対する独島史料研究会の再反論である。

『竹島問題100問100答批判2』は、「国際法的争点を中心に」と「歴史的争点を中心に」の二部で構成されている。その中で拙稿に反論していたのは、柳美林氏の論稿(「歴史的争点を中心に - 『世宗実録』『地理志』と『新增東国輿地勝覧』の内容は文脈が違う)」である。

柳美林氏は、その反論で、名古屋大学教授の池内敏氏が『竹島 - もう一つの日韓関係史』(2016年刊)で下條批判をしたのと同じ『世宗実録』『地理志』(1454年)を論拠としているが、『世宗実録』『地理志』には証拠能力がないのである。

『世宗実録』のような実録は、朝鮮時代を通じて春秋館と各地の史庫に収蔵され、曝書の時以外、人目に触れることは稀であった。それに『世宗実録』所収の「地理志」は、「地理志」としては未完に属した。そのような文献を敢えて論拠とし、下條批判をした池内敏氏の真意は、どこにあったのか。柳美林氏は、その池内敏氏の論理を無批判に踏襲しているが、その意図は奈辺にあるのだろうか。

朝鮮時代の地誌は、官撰の『東国輿地勝覧』(1481年)で定本となり、『新增東国輿地勝覧』(1530年)で増補されて、『輿地圖書』(1756年~1765年)で改訂がなされた。その『輿地圖書』を見ると、柳美林氏が独島(竹島)とする『世宗実録』『地理志』(「蔚珍県条」)由来の于山島は抹消され、于山島を独島とする根拠がなくなっている。

だが池内敏氏の論稿では、その事実には言及せず、未定稿の『世宗実録』『地理志』を論拠に、下條批判をしたのである。それは為にする論議である。

今回、独島史料研究会編『竹島問題100問100答批判2』所収の柳美林氏の論稿(「歴史的争点を中心に - 『世宗実録』『地理志』と『新增東国輿地勝覧』の内容は文脈が違う)」を俎上に載せ、併せて池内敏氏の下條批判の論理に触れたのは、文献を恣意的に解釈し、文献批判を怠ることの弊害を明らかにするためである。

1. 柳美林氏による反論の特徴

柳美林氏が反論した拙稿は、島根県竹島問題研究会編『第三期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』所収の「慶尚北道独島史料研究会の『竹島問題100問100答(ワック出版)に対する批判』の客観的検証」である。

柳美林氏は反論の冒頭、拙稿の一部を要約して、下條は『竹島問題 100 問 100 答』で、『世宗実録』「地理志」と『新增東国輿地勝覧』の蔚珍県条に現われた于山島は、竹島ではなく蔚陵島の他の名称」として批判し、あらためて『世宗実録』「地理志」と『新增東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」の于山島を独島（竹島）とした。

だが拙稿では、『世宗実録』「地理志」と『新增東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」の于山島が独島ではなかった事実について、論拠を示して明らかにしたはずである。

これに対して柳美林氏は、「文献に現われた于山島は、すなわち独島を示しているということ論証」したと自賛するが、その論稿の所在を明らかにしていない。おそらくそれは『領土海洋研究』（1 巻 7 号）所収の『竹島問題 100 問 100 答』に対する批判的検討、そして我々の対応と思われるが、そこでも于山島を独島とする論証はできていない。柳美林氏は、次のように述べて、それを反論と思い込んでいるようだからである。

「日本は韓国が主張する于山島が独島だと主張する事実を反駁するため、『太宗実録』（太宗 17 年 2 月 壬戌条）に出てくる「于山島には男女合せて八十六名が住んでいて、十五戸がいる」とする内容や、『新增東国輿地勝覧』に「于山と蔚陵は本来一つの島である」とする内容。『三国史記』の于山国が服属した事実を挙げている。無論、韓国の史料の中で示された于山島が、全て独島と主張することとは符合するものではない。従って各史料で言及している于山島が独島であるのかは、史料の文脈に応じて、異なった解析をしなければならない。日本が于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで批判するのは、望ましい学問的態度とするのは困難である」（6 頁）。

柳美林氏の論拠は、「日本が于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで批判するのは、望ましい学問的態度とするのは困難である」とする私見である。

だが拙稿で、『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）と『東国輿地勝覧』（蔚珍県条）の分註に『太宗実録』の記事が引用された事実に注目したのは、それが『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）と『東国輿地勝覧』（蔚珍県条）の本文に「于山島」が表記されることになった典拠とみたからである。漢籍の場合、本文に続いて分註があれば、分註では本文を注釈し、典拠を示す役割も果たしている。それに『太宗実録』には、確かに于山島に関する記述がある。

柳美林氏はその『太宗実録』について、「日本が于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで批判」したとするが、それでは反論になっていない。柳美林氏は自説が否定され、都合悪くなると、「各史料で言及している于山島が独島であるのかは、史料の文脈に応じて、異なった解析をしなければならない」と個人的な感想を論拠とすることで、下條批判ができたと錯覚しているのではないだろうか。

だが竹島問題のように文献を論拠とする問題では、文献批判が命である。『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）に引用された『太宗実録』についても、文献批判は欠かせない。

現に『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）の分註に引用された『太宗実録』の記事は、「太祖時、聞流民逃入其島者甚多」と、「太宗時」とすべき部分が「太祖時」と誤記されている。これは『世宗実録』「地理志」が未定稿であったことを示す証左である。

それに『世宗実録』「地理志」の編纂が杜撰だった事実は、同じ「蔚珍県条」の分註でも確認ができる。于山国が新羅に服属した「智証王十三年」を、「智証王十二年」と誤って記している

からだ。この「太祖時」と「智証王十二年」の誤記は、『東国輿地勝覧』の段階で「智証王十三年」とされ、「太祖時」も「太宗時、聞流民逃入其島者甚多」と修正されている。これは『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の分註に引用された『太宗実録』についても、検証がなされていたことを示している。

その『新增東国輿地勝覧』（1530年）を底本とし、本文から于山島の記述を消した『輿地図書』では、分註にあった引用文の「太祖時、聞流民逃入其島者甚多」を「太宗時、流民多在海島」と書き換え、同じく『新增東国輿地勝覧』に依拠した金正浩の『大東地志』では、「太宗朝聞流民逃于蔚陵島者甚多」として、「其島」を蔚陵島に修正している。これは分註と本文が連係していることを示す証左である。

漢籍の場合、本文があって分註がある場合は、分註に対する文献批判が欠かせない。それに『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の分註で、于山島に関する記述がある文献は、『太宗実録』の外にはないからである。事実、『太宗実録』の「太宗十七年二月壬戌条」には、蔚陵島に派遣された按撫使の金麟雨が、「于山島より還る」と復命した記述がある。そしてその于山島には、「戸凡そ十五口、男女併せて八十六」人が居住していた。この于山島は、岩礁に過ぎない独島（竹島）ではない。

そのため『新增東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の分註には、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の分註には存在しなかった「一説、于山蔚陵本一島」の記述が、新たに加筆されている。『太宗実録』の「太宗十七年二月壬戌条」では、「于山島より還る」と記述されるだけで、于山島がどこにあるのか、明確ではなかったからである。

そこで『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）でも、本文には于山島と蔚陵島を併記し、分註では「二島相去不遠」（二島はそれほど離れていない）と曖昧な表記をしていたのである。

従って、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島に関しては、文献批判を通じて、それがどこの島を指すのか、明確にしておかねばならなかったのである。そこで拙稿では、『太宗実録』の「太宗十七年二月壬戌条」を根拠に、その于山島は独島（竹島）ではなく、蔚陵島のこととしたのである。

だが柳美林氏は、拙稿を批判して「于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで」いるとして、自らは十五口、八十六人が住む于山島を独島（竹島）としたのである。

しかし同じ『太宗実録』の「太宗十六年九月庚寅条」では、武陵島（蔚陵島）には十五家が入居したとしている。武陵島（蔚陵島）に入居した十五家と、于山島に居住する「戸凡そ十五口」の戸数が、一致するのである。そこで拙稿では、「男女併せて八十六」名が住む于山島を、蔚陵島（武陵島）としたのである。

それに柳美林氏が主張するように、「于山島を独島と見ることが難しい」事実がある。『世宗実録』「地理志」と『東国輿地勝覧』が編纂された当時、判別ができなかったのは于山島と蔚陵島（武陵島）で、独島（竹島）ではなかったからである。それを示しているのが、先にも述べた『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の分註にある「一説、于山蔚陵本一島」の存在である。この「一説」が書き加えられたのは、『東国輿地勝覧』の編者が、于山島と武陵島（蔚陵島）を全く別の二島とすべきか、同島異名なのかに迷ったため、後世の判断を俟ったからである。

さらに『高麗史』の「地理志」にも、後世の判断を俟った痕跡がある。『世宗実録』が編纂される三年前に編修された『高麗史』「地理志」（1451年）でも、判別ができなかった状況は同じであった。『高麗史』「地理志」の場合、その本文には蔚陵島のみが表記され、分註では「一云、

于山、武陵本二島」として、于山島と武陵島（鬱陵島）を別の二島としているからだ。これは『世宗実録』の三年前に編纂された『高麗史』「地理志」でも、于山島の存在を特定できなかったことを示している。

柳美林氏は、「文献に現われた于山島は、すなわち独島を示している」とするが、それほど簡単に判断が下せるものではない。『高麗史』から三十年後に編纂された『東国輿地勝覧』（1481年）でも、于山島の所在を「一説、于山鬱陵本一島」として、後世の判断を俟たざるを得なかったからである。

それも『東国輿地勝覧』の編纂には、『高麗史』と『世宗実録』の編修に携わった梁誠之が関わっていた。同じ梁誠之が関係した文献の何れでも、于山島の所在を特定することができなかったのである。その事実を示しているのが、『東国輿地勝覧』所収の「八道総図」と「江原道」地図である。「八道総図」と「江原道」地図では、鬱陵島とほぼ同じ大きさの于山島が朝鮮半島と鬱陵島の間に描かれているが、そのような島は実在しないからだ。

それに「八道総図」は、徐居正が『東国輿地勝覧』の序で「戊戌春正月、臣梁誠之、八道地誌を進め、臣等東文選を進む」と記すように、梁誠之の『八道地誌』とは密接な関係にあった。その『八道地誌』に、『東文選』の「詩文を以て地誌に添入」したのが『東国輿地勝覧』だからである。『東国輿地勝覧』の「八道総図」と「江原道」地図で、于山島が朝鮮半島と鬱陵島の間に描かれているのは、于山島の所在が特定できていなかったことの証左である。

于山島は『高麗史』、『世宗実録』、『東国輿地勝覧』が編纂された当ても、所在不明の島であった。柳美林氏は、その于山島を独島と独断したのである。そしてそれを批判した拙稿に対しては、次のように反論したのである。

「無論、この記事における于山島は、鬱陵島を示していると見なければならない。だからといって我々が主張している文献を解釈する時、全体的な脈絡から把握すべきで、一部の記事によって、それを全体的なものとして塗糊してはならないということだ」（25頁）

これは柳美林氏の主観的な意見である。柳美林氏が、「一部の記事によって、それを全体的なものとして塗糊してはならない」というのであれば、その論拠を示し、論証しなければならない。それに拙稿では、「于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで」いたわけではないからだ。いずれも論拠を示していたはずである。それが柳美林氏には「于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで」いたと映っていたとすれば、それは文献批判もせずに、文献を恣意的に解釈していたからである。その事実、次の柳美林氏による『世宗実録』（「地理志」）「蔚珍県条」の解釈で、確認することができる。

2. 『世宗実録』（「地理志」）「蔚珍県条」の于山島について

今回の『竹島問題 100 問 100 答批判 2』で述べられた柳美林氏の反論も、前回の『竹島問題 100 問 100 答批判 1』と同様、于山島を独島とする前提で『世宗実録』（「地理志」）「蔚珍県条」を解釈していた。それは『世宗実録』（「地理志」）「蔚珍県条」の記述が次のように短文であるため、恣意的な解釈の余地があるからである。

「于山武陵二島。在縣正東海中。〔分註〕「二島相去不遠。風日清明則可望見」

ここで柳美林氏が于山島を独島としている論拠は、武陵島(鬱陵島)から「見える」島は独島以外にはない、という地理的与件である。それは文献批判によって論証したものではなく、「見える」という地理的与件に依拠して文献を解釈しただけで、歴史研究としては本末転倒である。

そのため柳美林氏は、分註にある「二島相去不遠。風日清明則可望見」を「二島相去不遠」と「風日清明則可望見」の二文ではなく、敢えて一文として読んでいる。柳美林氏は、于山島と武陵島の「二つの島は、距離が互いに遠くなく、晴れた日には望み見ることができる」と解釈して、晴れた日には鬱陵島から独島が「見える」と曲解したのである。

これは鬱陵島から独島が見えるという地理的与件を根拠に、分註の「二島相去不遠。風日清明則可望見」を解釈しただけで、于山島が独島であった証拠にはできない。

それは柳美林氏自身、次のようにも述べているからである。下條が「いう地理志の規式は、島嶼の場合、『管轄する官庁から管轄される島嶼までの距離と方向』を書くようにすることをいう。すなわち全ての島は陸地から離れた水路の距離を表記することが地理志の規式ということだ。そうであればこの規式に依拠して『世宗実録』「地理志」の記述に適用してみよう」(19頁)

柳美林氏は、地理志に記載された島嶼は、「規式」に従い、陸地からの距離を表記する事実を認めている。であれば「二島相去不遠」に続く「風日清明則可望見」の「可望見(見える)は、陸地から鬱陵島が「見える」と読まねばならない。何故なら、于山島と武陵島(鬱陵島)の距離的な関係については、「相去ること遠からず」として、すでに述べられているからだ。

するともう一つの距離を示す記述の「可望見(見える)は、柳美林氏も認めた「陸地から離れた水路の距離を表記することが地理志の規式」とする論理に従って、解釈しなければならないことになる。于山島と武陵島(鬱陵島)の距離については「二つの島は、距離が互いに遠くない」とされたので、残る「見える」は、鬱陵島を管轄する蔚珍縣(陸地)から鬱陵島が「見える」と解釈しなければならない。

それに柳美林氏は、于山島を独島とする前提で文献を解釈しているが、独島と鬱陵島の間は90°近くも離れている。それを「遠くない」とするのは論理的に無理がある。

そのため鬱陵島に対する知見が増えた後世の地誌では、「于山武陵二島」の于山島を実在しない島とし、「二島相去不遠。風日清明則可望見」からは「二島相去不遠」の文言が消えて、「風日清明則可望見」だけが残されている。それは「風日清明則可望見」の「見える(可望見)が、「規式」通り、蔚珍縣から鬱陵島が「見える」距離にあることを示す一節だったからで、于山島とは関係のない記述だったということである。その事実は、次の『東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」でも確認ができる。

「二島在縣正東海中。三峯岌嶭撐空、南峯稍卑。風日清明則峯頭樹木及山根沙渚歴歴可見。風便則二日可到。一説于山、鬱陵本一島。地方百里」

冒頭の「二島在縣正東海中」は、『世宗実録』「地理志」の「于山武陵二島。在縣正東海中」と内容が同じだが、『東国輿地勝覧』では「二島相去不遠」の記述が消えている。それに「三峯岌嶭撐空南峯稍卑」から「地方百里」までは、全て鬱陵島に関する記事である。従って、「歴歴可

見」(歴々見える)は、次のように読むことができる。

「蔚陵島の三峯の内、南峯がやや低く、よく晴れた日には蔚陵島の峯頭の樹木や山根の沙渚が蔚珍県から歴歴と見える。朝鮮半島から蔚陵島までは風の状態が良ければ二日で到る。一説では于山島と蔚陵島は同じ島としており、蔚陵島の広さは地方百里である」

この解釈に対して、柳美林氏は「三峯以下の内容はどの島を指しているのか明らかでない」と論難した。柳美林氏がいかに想像を逞しくしても、歴代の地誌は、蔚珍県から蔚陵島が歴歴見ると読んでいる(注1)。柳美林氏は、歴史の事実を無視して、根拠がないまま下條批判をしているのである。

その意味で、柳美林氏にとって、蔚珍県から蔚陵島が歴歴と「見える」と読む『東国輿地勝覧』は、不都合な存在なのである。そこで柳美林氏が『東国輿地勝覧』の解釈を封印するために選んだのが、池内敏氏が下條批判の際に使った「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤りである」(注2)とする論理である。

しかし拙稿では、朝鮮時代の地誌が「規式」に基づいて編纂されていた事実に鑑み、『世宗実録』「地理志」の「風日清明則可望見」も『東国輿地勝覧』と同様に、蔚珍県から蔚陵島が「見える」と解釈しなければならないとしたのである。

それに対して柳美林氏は、池内敏氏の論理に倣い、1481年に編纂された『東国輿地勝覧』を根拠として、1454年に編纂された『世宗実録』「地理志」の解釈に持ち込んではいならない、と反論したのである。これは『世宗実録』「地理志」の「見える」も、『東国輿地勝覧』と同じく蔚珍県から蔚陵島が「見える」と解釈しなければならなくなると、于山島を独島(竹島)とする論拠が崩れるからである。

そのため池内敏氏が、『竹島—もう一つの日韓関係史』で下條批判をした際も、その論拠は『世宗実録』「地理志」の「蔚珍県条」にあった。『東国輿地勝覧』(「蔚珍県条」)の「見える」の読み方を排除し、『世宗実録』「地理志」(「蔚珍県条」)の「見える」を恣意的に解釈している限り、その于山島は独島(竹島)と主張し続けることができるからである。

だが『東国輿地勝覧』の底本の一部となった『慶尚道統撰地理誌』の序文では、「前志を続撰して、以て闕略を補う」として、前志(『世宗実録』「地理志」)を底本に、闕略を補ったとしている。これは『世宗実録』「地理志」を底本として『慶尚道統撰地理誌』が編纂され、定本としての『東国輿地勝覧』が編纂されていたということである。池内敏氏は、「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤り」と批判したが、それはこの『東国輿地勝覧』と『世宗実録』「地理志」の「見える」の場合にはあてはまらない。

『世宗実録』「地理志」を底本の一部として編纂された『東国輿地勝覧』の「見える」は、当然、『世宗実録』「地理志」の「見える」を前提としている。それが『東国輿地勝覧』の「見える」では蔚珍県から蔚陵島が「見える」とされていれば、『世宗実録』「地理志」の「見える」も同様に解釈しなければならないからである。

それを池内敏氏は、「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤り」とする一般論で『東国輿地勝覧』の解釈を封印しようとしたが、それは『東国輿地勝覧』が「前志を続撰して、以て闕略を補う」とし、『世宗実録』「地理志」を底本として編纂されていた事実を否認するものである。

この池内敏氏と同様、柳美林氏が『世宗実録』「地理志」(蔚珍県条)の解釈に、『東国輿地勝覧』(蔚珍県条)の記事を「持ち込」むことを嫌い、「規式」には例外があったとするのは、『世宗実録』「地理志」(蔚珍県条)の于山島を恣意的に解釈して、それを独島することができなくなるからである。

だが『世宗実録』「地理志」(蔚珍県条)の于山島が独島(竹島)でなかった事実は、先にも述べた『高麗史』の「地理志」で確認することができる。『世宗実録』と同時代に編纂された『高麗史』(「地理志」)の本文には蔚陵島のみが記載され、分註(「一云于山武陵本二島。相距不遠。風日清明則可望見」)では、于山島と武陵島を別々の二島として、その所在を明らかにしないからだ。

だが池内敏氏と柳美林氏は、どうした理由からか、『高麗史』(「地理志」)の分註については言及していない。この事実は、池内敏氏と柳美林氏が文献批判をすることなく、『世宗実録』「地理志」の分註のみを恣意的に解釈していたことを示している。『世宗実録』「地理志」だけでなく、その三年前に編纂された『高麗史』(「地理志」)の分註でも、于山島の存在を明確にすることができていなかったのである。その于山島を『世宗実録』「地理志」を根拠に、現在の独島とするのは、牽強附会というのである。

さらに于山島の所在が確認できなかった事実は、『東国輿地勝覧』所収の「八道総図」に描かれた蔚陵島と于山島の位置関係でも確認ができたはずである。于山島が朝鮮半島と蔚陵島の間に三分の二ほどの大きさで描かれたのは、『太宗実録』(太宗十七年二月壬戌条)の記述などから、人が住める島と思われたからであるが、そのような島嶼は実在しない。

柳美林氏は、蔚陵島から独島が見えるという地理的与件以外に論拠を示すことなく、于山島を独島(竹島)と決め付けていたのである。

それがいかに荒唐無稽な主張なのかは、「八道総図」に描かれた蔚陵島と于山島の関係を基準に『世宗実録』(「地理志」)「蔚珍県条」を解釈してみればよい。朝鮮半島に近い于山島から蔚陵島が「見える」と読まなくてはならないことになる。これは于山島を独島(竹島)とする前提で『世宗実録』(「地理志」)「蔚珍県条」を解釈する、柳美林氏の限界を示すものである。

拙稿で『世宗実録』(「地理志」)「蔚珍県条」と『東国輿地勝覧』(「蔚珍県条」)の「見える」を、朝鮮半島から蔚陵島が「見える」と読んだのは、根拠があつてのことである。それは先述したように、『世宗実録』(「地理志」)「蔚珍県条」の于山島は蔚陵島のことであったが、『世宗実録』(「地理志」)の編纂当時は、それを確認できなかっただけのことである。その『東国輿地勝覧』(「蔚珍県条」)の于山島が、後年、『新增東国輿地勝覧』を底本とした『輿地図書』と『大東地志』で削除されたのは、于山島と蔚陵島が同島であるとされたからである。

従って、『東国輿地勝覧』と『世宗実録』(「地理志」)を解釈する際は、編纂方針である「規式」に従って読めばよいのである。そのため十六世紀、許穆は『東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」を「于山蔚陵一島。望三峯岌業。海晴則山木可見。山下白沙甚遠」(注3)と読み、対馬藩が朝鮮政府と蔚陵島の領有権を争った時も、朝鮮政府は蔚珍県から蔚陵島が「見える」と読んで、蔚陵島を朝鮮領とする論拠(注4)としたのである。

これに対して柳美林氏は、「対馬藩は朝鮮の地図と『芝峰類説』も参考にした。それに江戸幕府が竹島(蔚陵島)と松島(独島)が全て日本領ではないと判断したのは『朝鮮から近く日本から遠いため朝鮮に属す』と把握した事実が大きく作用した」(29頁)と反論した。だが争点となっていたのは、『新增東国輿地勝覧』(「蔚珍県条」)の「見える」の解釈である。蔚陵島を巡って

朝鮮と対馬藩が争った際、江戸幕府が鬱陵島への渡海を禁じたのは、『新增東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）では鬱陵島が朝鮮領とされていたからである。

それを柳美林氏は、「江戸幕府が竹島（鬱陵島）と松島（独島）が全て日本領ではないと判断した」として、松島（独島）にまで拡大して、歴史を捏造している。柳美林氏は自説が不利になると争点を曲解し、みずから創造した論点で云々し、それを反論と心得ているようである。

さらに柳美林氏は、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）と『新增東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）とは、「記述された内容と脈略が違い、これを「規式」云々して、同じ基準で把握しなければならない」と主張することは、論理が合わない」として、次のような論理を展開している。

「この問題を実証するため『新增東国輿地勝覧』に記述された例を見てみよう。『新增東国輿地勝覧』にも島嶼に関する内容がある。例えば、慶尚道鎮海県の大凡矣島と小凡矣島に対しては『全て県の南側にある』と記述されている。大酒島と小酒島に対しては、『大酒島周回二十里』、小酒島『水路が十六里、二つの島の間は二十歩で、潮が引けば陸地に繋がる』と記述されている。慶尚道熊川県の白山島と黒山島は、『全て県の東側にあり、水路二十里で、二つの島は一里離れている』と記述されている」（26頁～27頁）

ここで柳美林氏は、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）で「于山武陵」と併記された事実と、『新增東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」でも「于山島 武陵島」と併記されている点に着目している。それは二島が併記された『新增東国輿地勝覧』の事例と比較することで、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の「于山武陵」は、「規式」に沿った記述でないことを証明するつもりなのであろう。

だがそれは詭弁である。確かに『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）では、「于山武陵」と併記されている。しかし既に述べてきたように、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島は、所在そのものが不明であった。それを所在が確かで、二島が併記された『新增東国輿地勝覧』の事例と比較しても、「二つの文献に記述された内容と脈略が違」っていることの証明にはならない。所在不明の于山島は、もともと「内容と脈略が違」っているからだ。

だが「規式」には例外があるとして、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島を独島にしたい柳美林氏は、二島が併記された『新增東国輿地勝覧』と「内容と脈略が違」っていることを示すことで、「論理が合わない」と反論したかったのであろう。そこで柳美林氏が論拠にしたのが、『新增東国輿地勝覧』（鎮海県条）の大凡矣島と小凡矣島である。『新增東国輿地勝覧』にはその大凡矣島と小凡矣島が、次のように併記されているからである。

大凡矣島 小凡矣島〔分註〕「俱在縣南」（ともに県の南にあり）

だが『世宗実録』「地理志」（鎮海県条）では、大凡矣島と小凡矣島がどのように記載されているのか、比較してみたらよい。そこには「凡矣島在縣南水路三里。人民来往農作」と記されているだけで、大凡矣島と小凡矣島の区別はない。

これは未定稿の『世宗実録』「地理志」では、凡矣島とだけ表記されたが、『世宗実録』「地理志」を底本として『東国輿地勝覧』が編纂された過程で、大凡矣島と小凡矣島の二島として、その存在が確認されていたということである。

次の「鎮海県」の大酒島と小酒島は、『世宗実録』「地理志」には記載がない。この二島も『東国輿地勝覧』の編纂に際して、増補されていたからである。その大酒島と小酒島について、『新增東国輿地勝覧』では次のように記している。

大酒島〔分註〕周二十里 小酒島〔分註〕水路十六里、両島隔二十歩。退潮則連陸。（水路十六里、両島隔たること二十歩。退潮すればすなわち連陸す）

大酒島と小酒島は、両島の間が二十歩ほどで、潮が引いた時には、繋がるという。これも『東国輿地勝覧』が編纂される過程で、明らかになった地理的知識である。

さらに柳美林氏は、白山島と黒山島を例に挙げたが、この両島を管轄する熊川縣が設置されたのは文宗の時（注 5）である。熊川縣の設置以前に編纂された『世宗実録』「地理志」に、熊川縣の記載がないのは当然である。その白山島と黒山島は、『新增東国輿地勝覧』の「熊川縣条」では次のように記されている。

白山島 黒山島〔分註〕俱在縣東。水路二十里、両島隔一里。（ともに県の東にあり。水路二十里。両島隔たること一里）

柳美林氏は『東国輿地勝覧』で二島が併記された事例を挙げて、それを『世宗実録』「地理志」の「蔚珍県条」で併記された「于山武陵」と比較しているが、それは何を目的とした比較だったのであろうか。

『世宗実録』「地理志」は未定稿の状態にあり、その編纂も杜撰であった。それを漸く官撰の地誌としての体裁が整った『東国輿地勝覧』と比較しても、地理的知識が豊富になったという事実が確認されるだけである。

『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の「于山島」についても、『東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」では、武陵島（蔚陵島）に関する記述だけとなり、于山島を蔚陵島とする一説が増補されている。柳美林氏は、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）と『東国輿地勝覧』の「二つの文献に記述された内容と脈略が違」っていると力説したいようだが、それは未定稿の『世宗実録』「地理志」から見れば、『東国輿地勝覧』の記述が正確になったという点では確かに「内容と脈略が違」う。

柳美林氏が「規式」には例外があるとして、その例証として挙げた二島の併記も、『世宗実録』「地理志」で「凡矣島在縣南水路三里人民来往農作」と記述されていた凡矣島が、『東国輿地勝覧』では「大凡矣島 小凡矣島」となっていた。

柳美林氏が例示した「大酒島 小酒島」と「白山島 黒山島」の場合も、所在不明の「于山島」とは違って、いずれも所在が確認されている。鎮海県の「大酒島 小酒島」の場合は、分註で「水路十六里、両島隔二十歩。退潮則連陸」とされ、熊川縣の「白山島 黒山島」も「両島隔一里」とされていた。これは二島を併記していても、いずれもその所在が確認されていた事例である。

これに対して、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島は、その所在が不明確であった。『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）では、確かに「于山武陵」と併記されたが、その関係は「二島相去不遠」とする以外に、于山島に関する記述はなかった。

その所在不明の于山島と、所在が確かな慶尚道鎮海県の「大凡矣島 小凡矣島」と「大酒島 小

酒島」、熊川縣の「白山島 黒山島」と比較しても、そこから「規式」には例外があったとする結論は出てこない。『東国輿地勝覽』で二島が併記されている事例と、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）で併記された「于山武陵」とでは、最初から「内容と脈略が違」っていたからである。『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の「于山島」だけが、例外的にその所在が明らかでなかったのである。

だが柳美林氏は、ここで致命的な失策をしまったのである。それは二島が併記された『新增東国輿地勝覽』の事例と比較したことで、未定稿であった『世宗実録』「地理志」の記述が、『東国輿地勝覽』の段階で増補されていた事実を明らかにしてしまったからである。『世宗実録』「地理志」と『東国輿地勝覽』の記述には、密接な関係があったのである。

柳美林氏は、池内敏氏の顰に倣って、「規式」には例外があるとするつもりだったが、逆に『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）で「于山武陵」と併記された于山島こそが、例外的な記述で、地誌は「規式」に基づいて編纂されていた事実を証明してしまったのである。

これは池内敏氏の場合も同様で、池内敏氏は下條批判を急ぐあまり、韓国側の「東北アジア力士財団」の論理（注6）をそのまま使い、自滅した。

柳美林氏と池内敏氏は、文献批判さえ済ませていけば『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）に記載された于山島が、後世の『輿地図書』や『大東地志』では削除され、搜討使として蔚陵島に赴いた朴錫昌が、『蔚陵島図形』（1711年）で于山島を蔚陵島の東二^キにある竹島（竹嶼）として以来、竹島（竹嶼）となった事実に気がついたはずである。それは『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）の于山島は、所在不明の島嶼として、最初から例外的な存在だったということである。于山島は、確かに「内容と脈略が違」っていたのである。

だが柳美林氏と池内敏氏は、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島を独島とするため、「規式」には例外があるとしたことで、逆に『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島が独島でなかった事実を反証してしまったのである。柳美林氏は、地誌編纂の基本方針であった「規式」に沿った解釈を嫌い、池内敏氏の「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤り」とする論理に倣って反論したが、その独島（竹島）を韓国領とする論理こそが、「後世の解釈を前代に持ち込ん」だ謬見だったのである。

独島（竹島）は6世紀から韓国領だったとし、十五世紀の『世宗実録』「地理志」や『東国輿地勝覽』を根拠に、竹島は歴史的に韓国領だったとする韓国側の論理も、「後世の解釈を前代に」持ち込んだものだからである。

その際、「後世の解釈を前代に」持ち込み、于山島を独島とする論拠とされたのが、1770年に編纂された『東国文献備考』（「輿地考」）の分註（「于山は倭の所謂松島なり」）である。韓国側の竹島研究は、その1770年に編纂された文献に依拠して、前代の文献や古地図にある于山島を独島と読み換え、独島は韓国領としてきたからである。柳美林氏は、「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤り」とするが、韓国側の論理こそが自家撞着を犯していたのである。池内敏氏はこの事実を何故、指摘しなかったのだろうか。

3. 柳美林氏の「『東国文献備考』「輿地考」の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」は詭弁である

韓国側が独島を韓国領と主張するのは、『東国文献備考』「輿地考」の分註に次のような記述

があるからである。

「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島也」（輿地志に云う、鬱陵・于山皆于山国の地。于山は倭の所謂松島（現在の竹島）なり）

柳美林氏が拙稿に反論したのは、拙稿では、その『東国文献備考』「輿地考」の分註が改竄されていたとしたからである。この『東国文献備考』の分註は、韓国側では唯一、于山島を「所謂松島（現在の竹島）」とすることのできる文献だからである。

これまで『三国史記』や『世宗実録』「地理志」、『新增東国輿地勝覧』等に記された于山島を無批判に独島（竹島）とすることができたのは、この『東国文献備考』「輿地考」の分註があったからである。

だが『東国文献備考』「輿地考」の分註に依拠するまでもなく、『世宗実録』「地理志」や『新增東国輿地勝覧』に登場する于山島は、独島（竹島）ではなかった。『世宗実録』の前後に編纂された『高麗史』「地理志」と『新增東国輿地勝覧』では、于山島の所在を明らかにしていなかった。

他方、『世宗実録』「地理志」に記された于山島は、朴錫昌の『鬱陵島図形』（1711年）では鬱陵島の東2キロの現在の竹嶼のこととされ、後世の『輿地図書』と『大東地志』では本文から于山島が削除されている。

池内敏氏と柳美林氏は、その実体のない于山島を竹島（独島）として、下條批判をしたのである。そして今回、柳美林氏による歴史の捏造は、「『東国文献備考』「輿地考」の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」でも繰り返されることになった。

韓国側が、『三国史記』の「智証王十三年条」を根拠に、竹島は六世紀から韓国領であったとしたのは、『東国文献備考』「輿地考」（1770年成立）の分註に「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島（現在の竹島）也」とあるからである。そのため『三国史記』（「新羅本紀」）の「智証王十三年夏六月条」に「于山国帰服」とあると、分註の「鬱陵島と于山島は皆、于山国の地である」を根拠として、于山国には属島の竹島（独島）が含まれているとしたのである。

だがその歴史認識は、池内敏氏が下條批判をした際の、「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤りである」とした論理にも抵触する。後世の『東国文献備考』「輿地考」の解釈を根拠に、六百年以上も前に編纂された『三国史記』の記事を解釈しているからだ。

しかし韓国側の自家撞着は、これだけに止まらない。『世宗実録』「地理志」（1454年）と『新增東国輿地勝覧』（1530年）に記された于山島を独島と解釈し、15世紀から独島は韓国領だったとする論拠も、『東国文献備考』「輿地考」の分註だったからだ。

今回、柳美林氏は、その『東国文献備考』「輿地考」の分註について論じ、「『東国文献備考』「輿地考」の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」と反論したが、その論拠を示しておらず、論証もできていない。

柳美林氏はその事実を知ってか知らでか、拙稿の論旨を次のように要約して、下條批判を続けるのである。

「下條は韓国側が文献の解説で混乱している原因は『東国文献備考』（1770年成立）の分註のためであると見ている。すなわち、彼は『東国文献備考』（1770年成立）の分註で「輿地志

に云う、鬱陵と于山は皆于山国の地である。于山は倭の所謂松島である」と記述しているため、于山島を松島（現在の竹島）と曲解する余地が生じた」とし、このため混乱が起こっていると主張する。下條によれば、韓国側が「文献と古地図に于山島という文字があれば、全て竹島に換えており、于山島を竹島と見る根拠としている」ということだ。下條のこのような論理は、所謂「申景濬改竄説」を根拠にしている。すなわち申景濬が利用した『輿地志』には、本来「一説に、于山と鬱陵は本来一つの島である」という内容だけがあったが、申景濬が『東国文献備考』を編纂して「鬱陵と于山は皆于山国の地だ。于山は即ち日本が言う松島だ」と内容を改竄したため、韓国がこれを根拠としているというのだ。これに対して筆者は、改竄ではなく、改撰だと反論した」（30頁）

柳美林氏がここで「申景濬改竄説」としているのは、韓国の月刊誌『韓国論壇』（1998年8月号）に発表した拙稿「竹島問題の問題点」に由来する。その「申景濬改竄説」は、『東国文献備考』が編纂された際、底本の『疆界誌』には「輿地志云、于山鬱陵本一島」と引用されていたが、『東国文献備考』（「輿地考」）では、「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島（現在の竹島）也」とされ、引用文が改竄されていた、とするものであった。それに対して柳美林氏は、「筆者は改竄ではなく、改撰だと反論した」とするが、その論拠を示していない。

だが『東国文献備考』（「輿地考」）の底本となった申景濬の『疆界誌』を確認すると、「輿地志」に関しては、「輿地志云、于山鬱陵本一島」と引用されているだけで、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註にある「于山国」や「于山倭所謂松島也」の文言はない。申景濬が「輿地志」から引用していたのは、「于山鬱陵本一島」とした一文だけである。それが『東国文献備考』（「輿地考」）が編纂される過程で、「于山国」と「于山倭所謂松島也」の部分が加筆され、「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」と引用文が書き換えられていたのである。

柳美林氏はこれを「改撰」と称しているが、書き換えられたのは同一のはずの引用文である。それも申景濬の『疆界誌』に引用された「輿地志」では、「于山鬱陵本一島」として、于山島と鬱陵島を同島としていた。その「輿地志」からの引用文が、『東国文献備考』（「輿地考」）では「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」とされ、文意が違っていた。鬱陵島と同島とされた于山島が日本の松島（現在の竹島）にされ、鬱陵島の属島にされていたのである。これは引用文が「改竄」されたのであって、柳美林氏のいう「改撰」ではない。

では引用文の「輿地志云、于山鬱陵本一島」は何故、「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」となったのか。それについて柳美林氏は、『東国文献備考』「輿地考」の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」と反論したが、その論証をしていない。

ここで柳美林氏が『春官志』に言及したのは、拙稿「竹島が韓国領だと言う根拠は歪曲している」（『韓国論壇』1996年5月号）に基づいている。拙稿では、『東国文献備考』「輿地考」の底本となる申景濬の『疆界誌』は、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写していた、としたからである。

柳美林氏はそれに対して、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註は、李孟休の『春官志』を考証した後の結論としたのである。だが柳美林氏は、その論証をしていない。柳美林氏は、根拠がないまま下條批判をしていたということである。

竹島問題を論ずる際は、『東国文献備考』（「輿地考」）の底本となった申景濬の『疆界誌』所収の「鬱陵島」・「安龍福事」と、申景濬が謄写した李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）との違

いを明らかにしなければならない。申景濬の『疆界誌』と李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を比較すれば、『東国文献備考』の「輿地考」の分註が、どのような経緯で書き込まれたのか、その検証ができるからである。

そこでまず申景濬の『疆界誌』が底本となって、『東国文献備考』の「輿地考」が編纂された事実について確認すると、『英祖実録』（「四十六年庚寅閏五月辛酉条」）には、「上、備考の成るは、申景濬の疆域志に基づくを以て、特に命じて加資す」とした記事がある。

さらに『御製統集慶堂編輯』（「編輯序問答」）では、「今年（1770年）仲春初八日（中略）輿地考、これを申景濬に付す」としており、「輿地考」の編纂に申景濬が関与していたことは明らかである。

その申景濬の『疆界誌』（1756年）を検証すると、謄写した李孟休『春官志』（1745年）の「鬱陵島争界」とは、異なる箇所があった。それは于山島に関して、李孟休が次のような私見を記した箇所である。

「蓋しこの島（鬱陵島）、其の竹を産するを以ての故に竹島と謂い。三峯あるが故に三峯島と謂う。于山、羽陵、蔚陵、武陵、礪竹島に至りては、皆音号転訛して然るなり」

李孟休は、ここで鬱陵島の異称として竹島、三峯島、于山、羽陵、蔚陵、武陵、礪竹島等の島名を列挙して、于山島と鬱陵島を同島異名としていた。

これに対して申景濬は、異なる見解を持っていた。そこで申景濬は、『春官志』の「鬱陵島争界」を謄写する際、李孟休が私見を書き込んだ部分に代えて、自らの按語を書き加えていたのである。その按語が書き入れられた部分が、後に『東国文献備考』（「輿地考」）の分註となるのである。

鬱陵島の呼称に関して、李孟休は「于山、羽陵、蔚陵、武陵、礪竹島に至りては、皆音号転訛して然るなり」としていたが、申景濬は、次のような異見があったのである。

「按ずるに、輿地志に云う、一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考ふるに二島なり。一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」

于山島を鬱陵島の同島異名とする李孟休とは違って、申景濬は于山島と鬱陵島を別の二島とし、その内の于山島を日本の「所謂松島」と推測して、それを按語としていたのである。その際、申景濬は、李孟休の私見に換えて、「輿地志」から「一説に于山鬱陵本一島」の一文を引用し、于山島と鬱陵島は別々の二島で、「一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国」としたのである。その際、申景濬が論拠としたのが、于山島が描かれた「諸図志」である。だがここに問題があった。「諸図志」に描かれていた于山島が、「倭の所謂松島」だったのか、申景濬は明らかにしていないからである。

歴史的事実として、『世宗実録』の「地理志」（1454年）に由来する于山島は、『高麗史』の「地理志」と『東国輿地勝覧』でも、その所在を特定できなかった。後世、『輿地図書』と『大東地志』では、于山島そのものが削除されている。官命により鬱陵島を踏査した朴錫昌が、『鬱陵島図形』（1711年）で竹嶼に「所謂于山島」と注記して以来、于山島は鬱陵島の東2キロの竹嶼を指すようになっていた。そのため『鬱陵島図形』以後の『海東地図』、『輿地図』、『広輿図』等で、「所

謂于山島」・「于山島」と表記された小島は現在の竹嶼であった。

だが李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写し、『疆界誌』（「鬱陵島」・「安龍福事」）とした申景濬は、その按語で「諸図志を考えるに二島なり。一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」として、于山島を「倭の所謂松島」としていたのである。

ここで申景濬が于山島を「倭の所謂松島」としたのは、元禄六年（1696年）6月に鳥取藩に密航した安龍福の供述が、基になっている。鳥取藩によって追放され安龍福は、朝鮮に帰還後、「松島は即ち于山島だ。これも我国の地である」と供述していたからだ。

申景濬が「諸図志」を参考に、于山島を「倭の所謂松島」としたのは、『春官志』（「鬱陵島争界」）と『疆界誌』（「鬱陵島」・「安龍福事」）でも、安龍福の供述が記されているからである。申景濬は、「松島は即ち于山島だ。これも我国の地である」と供述した安龍福の供述に無批判に従って、「一つは其の倭の所謂松島」としたのである。

だが安龍福が于山島として島は、鬱陵島の北東にあった。それも安龍福が于山島を目撃したのは、陰暦の四月前後のことで、それも「漸く二度見た」と証言している。（注7）

ここで問題となるのは、安龍福が鬱陵島で目撃したとする于山島は、現在の独島（竹島）だったのか、ということである。そこで韓国の「東北アジア歴史財団」が2008年7月から2009年12月までの一年半、鬱陵島現地で実施した「独島可視日数調査」を参考にすると、その間、鬱陵島東側の高地から独島が見えた日数は56日あったという。東北アジア歴史財団編『独島！鬱陵島からは見える』では、具体的な日時を記載していないので、その56日がいつのことだったのか、明らかでない。

だが安龍福が鬱陵島に滞留していた陰暦の四月前後は、鬱陵島周辺に海霧が最も発生する時期と重なっていた。鬱陵島の海霧発生日数は、『独島！鬱陵島からは見える』によると4月が23日、5月は28日、6月は26日だったとしている。これを参考にすると、安龍福が漁撈活動をしていた時期の鬱陵島東側は、ほぼ毎日、海霧で覆われていたことになる。安龍福は、対馬藩の取調べに対して、鬱陵島から于山島を「漸く二度見た」と供述しているが、それは鬱陵島に海霧が覆う季節と重なっていた。

安龍福が、越境侵犯の生き証人とされ、鳥取藩米子の太谷家の漁師達によって捕縛されたのは、元禄六年（1693年）4月17日とされている。これを西暦に直すと、5月21日である。鬱陵島の5月は、最も海霧が発生する時期であった。それに「東北アジア歴史財団」が「独島可視日数調査」をした14箇所の観測地点の内、13箇所が海拔200メートル以上だったという。

安龍福等の漁撈活動は、鬱陵島の海辺で行われていた。その位置からは、松島（江戸時代の竹島の呼称）を目撃することは不可能である。安龍福が鬱陵島の東側で目睹したという于山島は、鬱陵島の東南、90キロほどに位置する独島（竹島）でなかったことは明らかである。

安龍福が供述したように、鬱陵島の東側から北東に見える島嶼は、現在の竹嶼である。1711年、鬱陵島討捜使の朴錫昌が復命した『鬱陵島図形』で、「所謂于山島」と表記されたのはその竹嶼である。

安龍福は元禄六年（1696年）6月、実在しない官職の「鬱陵于山両島監税」を僭称して鳥取藩に密航し、江戸幕府の指示を受けた鳥取藩によって追放された。

だが朝鮮に帰還した安龍福は、朝鮮側での取調べに対して、「松島は于山島だ。これも我が朝鮮の地だ」と供述していた。この安龍福の供述は、その後、朝鮮側の文献で無批判に踏襲され、一人歩きをすることになるのである。

だが安龍福が鬱陵島で目撃した于山島を、独島（竹島）とすることはできない。安龍福が供述した于山島には日本人が住み、その于山島には「舟を曳いて」入ったという。安龍福はその于山島で「魚膏を煮ていた」日本の漁師を追い払ったとしている。

鳥取藩米子の大谷・村川両家が「魚膏を煮ていた」のは鬱陵島である。于山島を「倭所謂松島也」とする安龍福の供述は、虚偽の証言だったのである。

その安龍福が、李瀾の『星湖僊説』や李孟休の『春官志』等で英雄とされてからは、「松島は于山島だ、これも我が朝鮮の地だ」とした安龍福の供述も、無批判に継承されることになるのである。李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写した申景濬も、安龍福を英雄とする点では例外ではなかった。

申景濬は、『疆界誌』で「而るに諸図志を考えるに二島なり」として、その一つを「倭の所謂松島」としていたが、その二島は鬱陵島と現在の竹嶼のことで、松島（独島）ではなかった。申景濬が「諸図志を考えるに二島なり」とした鬱陵島と于山島は、『鬱陵島図形』（1711年）以後、「所謂于山島」又は「于山島」と表記された、現在の竹嶼と鬱陵島のことだからである。

それは申景濬が関与した『東国輿地図』（「江原道図」）（注8）でも、鬱陵島の東側には于山島（現在の竹嶼）が描かれているからである。「諸図志を考えるに二島なり」とした申景濬が、その内の一島を「倭の所謂松島」としたのは、申景濬が杜撰だったからで、考証によって「改撰」したものではない。

それは申景濬の『疆界誌』（「鬱陵島」）を見ると明かである。李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写したことが類推される箇所は、削除しているからである。これは考証ではなく、申景濬による不都合な事実の隠蔽である。その一つの例が、『春官志』にあった「輓近五十余年、更に敢えて動想せず。亦辞屈して然るなり」とした記述で、『疆界誌』（「鬱陵島」）では確認ができない。

それは対馬藩との「鬱陵島争界」が決着して五十余年、以後、馬島倭（対馬藩）は領土的野心を示さなくなった、とする記事である。この「輓近五十余年」は、1745年に編纂された『春官志』でなければ書けない内容で、それが1756年に編纂された『疆界誌』にあれば、不自然だからである。

申景濬の『疆界誌』と李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を比較すると、その所々で潤色または不都合な箇所を削除した痕跡がある。申景濬がしたのは考証というよりも、剽窃した証拠の隠滅と独断である。同時代の黄胤錫も、申景濬の「輿地考」の編纂について、次のように評価（注9）しているからである。

「文献備考の輿地考、即ち申景濬の修むる所。而るに実は柳馨遠、金崙、安鼎福を用い、以て韓百謙の諸説に至るものなり」

黄胤錫によると、申景濬は『東国文献備考』（「輿地考」）の編修に際して柳馨遠、金崙、安鼎福等の著書を借用し、韓百謙の諸説も使ったという。これは『東国文献備考』（「輿地考」）の編纂が英宗四十六年（1770年）二月に始まり、完成が英宗四十六年の閏五月と、編纂期間が短かったことと関係している。「十七巻」から成る大部の『輿地考』を編纂するには、4ヶ月では短すぎる。王命を受けた申景濬は、諸説を集めて、完成を急いだのであろう。

従って、「『東国文献備考』「輿地考」の分註は、『春官志』を考証した後の結論だ」とした柳

美林氏の主張には説得力がないのである。それに申景濬が『疆界誌』に記した按語は、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註となる過程で、第三者の手が加えられていたからである。

『承政院日記』（「英祖四十六年閏五月二日条」）では、それを「景濬草創して、啓禧、潤色す」としている。申景濬の按語は、「輿地考」となる過程で洪啓禧が按語の文意に沿って潤色し、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註となったのである。

申景濬の『疆界誌』（「鬱陵島」）に、「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」と引用された「輿地志」が、『東国文献備考』の「輿地考」で「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」となったのは、後人によって潤色がされていたからである。

柳美林氏は、この事実を明らかにすることなく、『東国文献備考』「輿地考」の分註は『春官志』を考証した後の結論だと速断したのは、何故だろうか。

それは申景濬の按語（「按ずるに、輿地志に云う、一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考ふるに二島なり。一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」）を正しく読んでいないからである。

その誤りは、申景濬の按語の解釈でも繰り返されている。柳美林氏は、申景濬が「輿地志」から引用した文言が、「一説、于山鬱陵本一島」だけだったのにもかかわらず、「一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考ふるに二島なり」までとしたからである。

そのため柳美林氏は、「一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考ると二島なり」とした文章は、現存する柳馨遠の『東国輿地志』には存在しないと臆断し、「申景濬が引用したのは『東国輿地志』でない可能性が高い」などと憶測したのである。

だが柳美林氏が、柳馨遠の『東国輿地志』からと誤読した文言は、最初から柳馨遠の『東国輿地志』には存在しているはずもなかった。従って、現存する柳馨遠の『東国輿地志』に、柳美林氏が誤読した文章が存在しないのは、当然なのである。

さらに柳美林氏が『東国輿地志』でない可能性が高い」として、『東国輿地志』の排除に努めたのには理由があった。『新增東国輿地勝覧』を底本とした柳馨遠の『東国輿地志』には、当然、「一説に于山鬱陵本一島」の文言が存在する。その柳馨遠の『東国輿地志』が、『東国文献備考』「輿地考」の分註に引用された「輿地志」ということになれば、分註の引用文が改竄されていた事実が明白になる。柳美林氏が、現存する『東国輿地志』の排除に努めた理由がここにある。

だが申景濬の按語で重要なのは、于山島を鬱陵島の異称とする李孟休に対して、申景濬が于山島と鬱陵島を別の二島とした事実である。その申景濬の見解が最初に示されたのが、按語で「而るに諸図志を考ると二島なり」とした一文である。于山島と鬱陵島を同島異名とする李孟休に対して、申景濬が于山島と鬱陵島を別々の二島として、自説を展開する書き出しの部分だからである。

従って、申景濬が按語で「而るに諸図志を考ると二島なり」とした「而るに」は、当然、逆接の助字として読むのである。その「而るに」を逆接の助字として読むことで、「輿地志の一説では、于山鬱陵本一島としているが、諸図志を考ると二島である」とした文意になるのである。

それを柳美林氏は、「而るに諸図志を考ると二島なり」の「而」の存在を無視して、「輿地志」からの引用文は「一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考ふるに二島なり」までとしたのである。

それは柳馨遠の『東国輿地志』からの引用を、「一説で于山と鬱陵は本来一島としているが、諸図志を参考にすると二島である」とすることで、原典の『輿地志』でも于山島と鬱陵島を「二島」としていたことになるからである。そこで柳美林氏は、『東国文献備考』「輿地考」の分註（「鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島（現在の竹島）也」）を改竄ではなく、改撰としていたのである。

だが『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写した申景濬は、李孟休とは異なる見解を持っていた。それが按語の中で「而るに諸図志を考えると二島なり」と反問して、于山島と鬱陵島を同島異名とする李孟休に対しては、「一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」と自説を開陳することになったのである。

従って申景濬の按語は、申景濬の意図に沿って解釈すれば、「而」は当然、逆接として読み、『輿地志』からの引用は「一説に于山鬱陵本一島」までとなる。何故なら、于山島と鬱陵島を「二島」とする申景濬にとって、于山島と鬱陵島を同島異名とする李孟休の見解を否定するには、李孟休と同じ趣旨の「一説于山鬱陵本一島」の一文を掲げ、それを否定する必要があったからである。

それを柳美林氏が、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註を改竄ではなく、改撰としたのは、独島研究では先駆的な業績を残した宋炳基氏が、『鬱陵島と独島』（1999年）（注10）で誤読した誤りを無批判に踏襲したからである。

だが現存する『東国輿地志』には、「一説于山鬱陵本一島」の一文はあっても、「于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」とする文言はなかった。すると柳美林氏は、次のように反論するのである。

「下條が主張する『東国文献備考』が引用する柳馨遠の『東国輿地志』を見れば、鬱陵島関連の内容が『新增東国輿地勝覧』とほぼ同じである。反面、『新增東国輿地勝覧』にあった「一説于山鬱陵本一島」という内容は『東国文献備考』にはない。だとすれば申景濬が利用した『輿地志』は、『東国輿地志』でない可能性がさらに大きい」（31頁）

この反論を読むと、柳美林氏は『東国輿地志』に対する文献批判をせずに、恣意的な解釈をしていたことがわかる。柳美林氏は、反論の中で「柳馨遠の『東国輿地志』を見れば、鬱陵島関連の内容が『新增東国輿地勝覧』とほぼ同じ」とするが、それは当然だからである。柳馨遠自身、『東国輿地志』の「修正東国輿地志凡例」で、「此書以輿地勝覧増修」（この書、輿地勝覧を以て増修す）としているからだ。柳馨遠の『東国輿地志』は、『新增東国輿地勝覧』を底本の一つとしていたのである。鬱陵島に関する『東国輿地志』の記事が、『新增東国輿地勝覧』と「ほぼ同じ」なのは当然である。さらに柳美林氏は、『新增東国輿地勝覧』にあった「一説于山鬱陵本一島」という内容は『東国文献備考』にはない」とするが、これも当然なのである。

申景濬の『疆界誌』を基に、『東国文献備考』（「輿地考」）が編纂された過程で、洪啓禧が「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」と潤色していたからである。

それを柳美林氏は、「だとすれば申景濬が利用した『輿地志』は、『東国輿地志』でない可能性がさらに大きい」などと想像を逞しくするが、その妄想は歴史研究とは無縁である。この種の独断が流行するのは、今も昔も変わらないようである。

『東国文献備考』（「輿地考」）の編纂当時も、申景濬の評判はよくなかった。「輿地考」を見

た鄭東愈は、「独善、付会の説をなし、往々我より古となす。これ其の短なり」（『晝永編』）と申景濬を評している。

その申景濬が、「而るに諸図志を考えるに二島なり」としたのは、当時の「諸図」には、鬱陵島の傍近に于山島が描かれていたからである。それは安龍福の密航事件以後、『輿地図』、『廣輿図』、『地乗』等の鬱陵島地図では、鬱陵島の東2キロほどの所に「所謂于山島」「于山島」として、確かに于山島が描かれているからで、申景濬が関与した『東国輿地図』でもそれは踏襲されている。

しかしその于山島は現在の竹嶼のことで、「倭の所謂松島」ではなかった。柳美林氏は、『東国文献備考』「輿地考」の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」とするが、申景濬がしたことは他人の業績を剽窃し、「独善、付会の説」を唱えたことなのである。

この事実は、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註は、『世宗実録』「地理志」や『新增東国輿地勝覧』に記された于山島を松島とする論拠には使えない、ということなのである。

4. 柳美林氏の「韓国の文献の『于山島』がすべて独島を指しているというわけではないが、かといって日本の『鬱陵島＝于山島＝松島』説が成立することでもない」に対する批判

柳美林氏による下條批判の論点は、常に反論の書き出し部分に示されている。それは「下條が最も重点的に批判する韓国側の主張は、『于山島は独島である』とする主張」とする一文に集約されている。

柳美林氏が下條批判をするのは、拙稿では、韓国側が「于山島は独島である」とする際、その論拠とした『東国文献備考』の分註は改竄されたもので、証拠能力がないとしたからである。

そこで柳美林氏が反論の論拠としたのが、「これを批判するために彼（下條）は史料を無理に結びつけ解釈している」とする下條による牽強付会説である。だがこの下條批判は、正鵠を得ていない。柳美林氏は、本来の争点である『東国文献備考』の分註の改竄という事実については反証ができておらず、事実上、改竄の事実を黙認しているからだ。

それに拙稿で明らかにしたのは、『東国文献備考』の分註（輿地志に云う、鬱陵島と于山島は于山国の地で、于山島は倭の所謂松島である）が、『東国文献備考』の編纂過程で書き換えられていたという事実である。

それは現存する「輿地志」（『東国輿地志』）を見れば確認ができる。『東国輿地志』には『新增東国輿地勝覧』に由来する「一説、于山鬱陵本一島」があるだけで、『東国文献備考』の分註のような「鬱陵島と于山島は于山国の地で、于山島は倭の所謂松島である」とする記述がないからである。

この事実は、『東国文献備考』の分註に依拠して、「于山島は独島である」とする韓国側にとっては致命的である。韓国側では『東国文献備考』の分註を論拠に、『三国史記』（「新羅本紀」）の「智証王十三年（512年）夏六月条」に「于山国、帰服す」とあると、それを512年に独島が新羅に帰属した証拠とし、六世紀以来、独島は韓国領であったとしてきたからである。

だがその論拠とする分註が改竄されていたとすれば、独島が六世紀以来韓国領であったとはいえなくなる。そこで柳美林氏は、改竄という不都合な事実には触れず、下條は「地図上の于山島と文献上の于山島の不一致を強調」して、「史料を無理に結びつけ解釈」する牽強付会の説

を掲げたとして、それを下條による自家撞着と断じたのである。その柳美林氏が挙げた下條による牽強付会の説とは、次の五点である。

- (1) 下條は肅宗 37 年 (1711)、朴錫昌の『鬱陵島図形』で鬱陵島横の島に「所謂于山島」と注記したことから、それ以後、鬱陵島地図に描かれた于山島は竹島 (日本の竹嶼の呼称) を指すようになったとした。
- (2) 下條は、安龍福が「松島は于山島だ。これもまた我が朝鮮の領土だ」と供述した于山島を竹嶼としている。
- (3) 下條は、安龍福が「松島は于山島だ。これもまた我が朝鮮の領土だ」としたのは、『新增東国輿地勝覽』の于山島に由来するとした。
- (4) 下條は、安龍福が日本に持参した地図の于山島も『新增東国輿地勝覽』の于山島に由来するという。
- (5) だが下條は、『新增東国輿地勝覽』の于山島は、鬱陵島だとしている。下條がいう于山島とは竹嶼なのか、鬱陵島なのか、その実態は模糊としている。

この五点は、決して牽強付会の説などではない。柳美林氏としては、『東国文献備考』の分註が改竄されていた事実を指摘され、それに対する反証ができないため、論鋒を変えたのである。それも柳美林氏の論理は、個々の文献に登場する于山島は、独島 (竹島) ではないとした拙稿の見解を恣意的に繋ぎ、それがあたかも矛盾しているかのように装って、「鬱陵島＝于山島＝松島」説は成立しないとしただけである。

柳美林氏はその論拠として挙げたのは、(1) 朴錫昌が『鬱陵島図形』で「所謂于山島」と表記した于山島。(2) 安龍福が「日本の所謂松島」と供述した于山島。(3) 安龍福が日本に持参した地図に描かれていたとする于山島。(4) それに『新增東国輿地勝覽』の中の于山島である。

これを見ると、確かに于山島という点では共通項がある。だがその (1) から (4) の于山島は、鬱陵島の別称や鬱陵島の傍近にある竹嶼を指していて、松島 (独島) ではなかった。その関係のない于山島を繋いで、「鬱陵島＝于山島＝松島」説は成立しないとするのは、「舟に刻みて剣を求む」の類である。柳美林氏の論理は、剣はここから揚子江に落ちたとして、舟に「于山島は独島である」と刻み、その刻印を目印に、『鬱陵島図形』や『新增東国輿地勝覽』、「安龍福が持参した地図」の中の于山島を独島とするのと同じである。

だがその前に、柳美林氏がすべきことは、舟から揚子江に剣が落ちた場所 (『東国文献備考』の分註) を特定することで、「于山島は独島である」とする前提で文献や古地図を解釈することではない。

事実、拙稿では『鬱陵島図形』の「所謂于山島」を現在の竹嶼とし、安龍福が「松島は即ち于山島だ。これもまた我が国の土である」と供述した于山島を竹嶼とした。それに『新增東国輿地勝覽』の于山島が、鬱陵島であった事実についても、縷々述べた通りである。それは個々の文献にあたり、文献批判をして得た結論である。

それを于山島という共通項だけを結び、「鬱陵島＝于山島＝松島」説は成立しないとするのは、「舟に刻みて剣を求む」の類である。

ここで確認しておきたいことは、まず (1) の朴錫昌の『鬱陵島図形』に描かれた「所謂于山島」には、「海長竹田」の注記があることである。この「海長竹」は鬱陵島の東 2^キにある竹嶼

には自生するが、岩礁の竹島（独島）には叢生していない。従って『鬱陵島図形』に描かれた「所謂于山島」の于山島は、独島（竹島）ではないのである。

それに柳美林氏は、「朴錫昌の地図（1711）と安龍福の于山島云々（1696）は、時期的に因果関係がない」との理由で、その証拠能力を否定しようとしている。だが朴錫昌は捜討使として鬱陵島に派遣され、その目的は鬱陵島踏査にあった。その復命のために作成された『鬱陵島図形』の中で、于山島だけが「所謂于山島」と注記されたのは、于山島の存在が意識されていた証左である。

さらに柳美林氏は、その（2）で、安龍福は「二度にわたり、鬱陵島から独島を経て日本に渡った安龍福が独島を知らなかったということはない」と反論した。これは拙稿で、「安龍福は実際の竹島（独島）を知らなかった」としたことに對する柳美林氏の批判である。

だが柳美林氏は、その論拠を示しておらず、反証もできていない。柳美林氏は、安龍福が日本海を渡ったので、竹島を見ていたはずだと、憶測しただけのことである。歴史的事実として、安龍福が日本に渡ったのは、越境侵犯の証拠として朴於屯と共に米子に連れ去られた元禄六年（1693年）が、最初である。その際、朴於屯は船酔いが酷く船倉で横になっていたが、安龍福だけが「一夜を経て、翌日の晩食後、一島の海中に在るを見る。竹島（鬱陵島）に比して頗る大」きな島を「見た」と供述している。この島には、朝鮮政府も関心があったようで、朴於屯に確認すると、朴於屯は「此島（鬱陵島）の前後、更に他島なし」と証言している。この安龍福が見た「頗る大」きな島は、竹島（独島）ではない。竹島（独島）は、鬱陵島よりも頗る小さな岩礁だからである。

この時、安龍福が「頗る大」きな島に関心を持ったのには理由がある。鬱陵島で漁撈活動をしていた際、安龍福は、鬱陵島の「北東に当り大きな嶋これあり」として、その島を「漸く二度」目撃し、鬱陵島からの距離を「おおかた一日」と目測していた。安龍福によると、その島を知る者は「于山島」と称したという。

その安龍福が、鬱陵島を出帆して、「頗る大」きな島を見たのは、「一夜を経て、翌日の晩食後」であった。安龍福は鬱陵島から「おおかた一日」と目測した地点で、頗る大きな島嶼を目撃したことから、その島を于山島としたのであろう。だが安龍福が鬱陵島で「漸く二度」目撃したとする于山島は、現在の竹島（独島）ではない。

安龍福が鬱陵島に渡っていた頃は、最も海霧が発生する時期であった。鬱陵島の海霧発生日数については、東北アジア歴史財団編の『独島！鬱陵島からは見える』でも、安龍福が鬱陵島で漁撈活動をしていた5月（陽暦）は、海霧が発生した日が28日あったとしている。安龍福が海辺で漁撈活動をしていた時期の鬱陵島は、ほぼ毎日、海霧で覆われていたことになる。その安龍福が、鬱陵島の東側で「漸く二度見た」とする于山島は、鬱陵島の北東に位置していた。その方角にある島は、現在の竹嶼である。

安龍福の一件で、鬱陵島に関心を持った朝鮮政府に対して、捜討使の朴錫昌が復命した『鬱陵島図形』で「所謂于山島」と注記されていたのは、于山島には関心があったからである。その于山島には「海長竹田」があって、現在の竹嶼のことであった。

だが元禄九年（1696年）、鳥取藩に密航した安龍福は、帰還後の取調に対して、次のように供述していたのである（注11）。

鬱陵島で日本の漁民に遭遇し、「鬱陵島は朝鮮の領土だ」というと、倭人は「もともと松島

(当時の竹島の呼称)に住んでいて、たまたま漁採で来たが、今ちょうど本所(松島)に往こうとしているところだ」と答えた。そこで安龍福は「松島は即ち子山島だ。これも我が国の領土である。お前ら、どうしてそこに住めるのか」と叱責したという。その翌暁、安龍福は舟を曳いて子山島に入った。倭人たちはちょうど大釜を並べ、魚膏を煮ているところだったので、安龍福はそれを撞き破り、大声で叱りつけると、倭人は大釜等をまとめて逃げ帰った。そこで安龍福は、倭人を追いかけたが、途中、大風に遭って隠岐島に漂着した。

だがこの時、安龍福は「朝薺両島監税将臣安同知騎」と墨書した旗を準備し、青帖裏、黒衣笠、皮鞋等を所持していた。安龍福は供述のように、偶発的に隠岐島に来たのではなく、計画的な密航であった。

その安龍福が認識していた于山島は、安龍福の証言からその于山島像を窺い知ることができる。安龍福のいう于山島は、薺陵島の北東に位置して、薺陵島からは大方一日の距離にあった。その大きさは薺陵島よりも頗る大きく、人が住み、倭人らが釜で魚膏を煮ていた。その于山島には舟を曳いて、入島することができた。

安龍福が語った于山島は、実際の竹島(独島)の姿とは全く違っている。竹島は薺陵島の北東ではなく、南東に位置し、薺陵島よりも頗る小さな岩礁である。そのため竹島には、舟を曳いて上陸できる場所はない。その狭い場所で、どうやって釜を並べて、魚膏を煮るのだろうか。拙稿で、安龍福は竹島を知らなかったとする理由は、ここにある。柳美林氏は、安龍福の供述には「若干の虚偽」があるとしているが、偽証したという事実以外は、十中八九が虚言である。安龍福が「薺陵子山両島監税」と称したのも、その一つである。

柳美林氏はその「薺陵子山両島監税」について、拙稿で「安龍福が『薺陵子山両島監税』と称したのは、于山島には人が住めると見ていた」としたことに対して、次のような意味不明の反論をしている。

「これは下條が、于山島には人が住めば税金を賦課することができると思っているからだ。だが税金を賦課できる島は有人島なのか」(39頁)

では無人島の場合は、誰に課税するのだろうか。だが安龍福は、于山島には倭人が居住しているとみていた。それが鳥取藩に密航した際、「朝薺両島監税将臣安同知騎」と墨書した旗を艦に立て、「薺陵子山両島監税」と僭称した理由である。

これらはいずれも于山島の実態を知らない安龍福が、于山島は松島(現在の竹島)と思い込んでいたということである。その根拠は、安龍福が持参した「朝鮮八道之図」にある。そこには薺陵島の傍らに于山島が描かれているからである。

だがその「朝鮮八道之図」に描かれた于山島は、竹島(独島)ではない。朴錫昌の『薺陵島図形』によって、「所謂于山島」と表記される以前の于山島は、『世宗実録』『地理志』や『新增東国輿地勝覧』に由来する于山島で、その于山島は薺陵島であった。柳美林氏が下條の牽強附会の説とした(3)と(4)の于山島が、『世宗実録』『地理志』や『新增東国輿地勝覧』に由来する事実については、すでに明らかにした。

柳美林氏は、下條の牽強附会の説とする(5)で、「下條は、『新增東国輿地勝覧』の于山島は、薺陵島だとしている。下條がいう于山島とは竹嶼なのか、薺陵島なのか、その実態は模糊とし

ている」と批判するが、朝鮮半島では、その時々によって于山島に対する解釈が違っていた。

『世宗実録』「地理志」や『新增東国輿地勝覧』に記された于山島は、『太宗実録』の于山島に由来し、その所在が明確ではなかった。その于山島は『高麗史』「地理志」と『新增東国輿地勝覧』でも、鬱陵島との区別がついていなかった。

だが于山島の名称は、古地図や文献に留められ、後世に伝えられていった。安龍福が鬱陵島で漁撈活動をしていた際には、鬱陵島の東北にあるとされていた。その安龍福が鬱陵島で日本の大谷家の船頭等によって日本に連れ去られ、鬱陵島を巡っての帰属が問題になると、朝鮮では鬱陵島に捜討使を派遣して「鬱陵島図形」を描かせている。そこに描かれている于山島は、現在の竹嶼である。

朝鮮時代の文献と古地図に登場する于山島は、鬱陵島と竹嶼を指していた。その于山島を松島と証言したのが安龍福である。だが安龍福が松島（現在の竹島）とした于山島は、鬱陵島の東北にあり、鬱陵島よりも頗る大きな島であった。この于山島が竹島ではないことは、明らかである。

柳美林氏は、下條は「地図上の于山島と文献上の于山島の不一致を強調」して、「史料を無理に結びつけ解釈」する牽強附会の説を掲げたとしているが、それは柳美林氏が文献批判を怠ったからである。

『新增東国輿地勝覧』の分註を見ると、そこには「一説、于山鬱陵本一島」として、于山島と鬱陵島を同島とした記述がある。これは『新增東国輿地勝覧』が編纂された段階では、于山島と鬱陵島の区別ができなかったことを示している。

それは同時代に編纂された『高麗史』「地理志」を見れば明らかかなはずである。その本文では「鬱陵島」のみを挙げて、分註では「一云、于山武陵本二島相距不遠」として、『新增東国輿地勝覧』とは逆に、于山島と武陵島を別々の二島としていた。

さらに『新增東国輿地勝覧』に収載された「八道総図」と「江原道図」を確認すると、その于山島は、鬱陵島と朝鮮半島の間で鬱陵島の三分の二ほどの大きさで描かれている。このような島は存在しない。その実在しない島が、于山島として「八道総図」と「江原道図」に描かれたのは、『新增東国輿地勝覧』の本文では「于山島 鬱陵島」と併記され、分註では「一説、于山鬱陵本一島」としているように、于山島の所在が明確でなかったからである。

その『世宗実録』「地理志」と『新增東国輿地勝覧』の于山島は、後世、韓百謙の『東国地理誌』では鬱陵島のこととされ、李孟休の『春官志』でも于山島と鬱陵島を同島異名としていた。さらに時代が下って、『輿地図書』と金正浩の『大東地志』では于山島そのものが削除されている。

それを柳美林氏は「鬱陵島＝于山島＝松島」説は成立するのか、と反問しているが、それは「舟に刻みて剣を求む」の類である。

安龍福の密航と虚偽の証言以来、朴錫昌の『鬱陵島図形』で竹嶼に「所謂于山島」と付記がなされると、以後、竹嶼は于山島となった。だがいずれの于山島も、竹島（独島）ではなかった。それは個々の文献にあたり、文献批判を経て得た結論である。

拙稿を批判した柳美林氏は、拙稿で明らかにした事実を無視して、「鬱陵島＝于山島＝松島」説は成立するのかと反問し、それを下條批判の論拠とした。だが韓国側が竹島の領有の根拠として挙げた文献には、竹島が歴史的に韓国領であったことを証明できるものはなかった。韓国側には、竹島の領有権を主張できる歴史的権原がないのである。

そこに登場する于山島は、どれも竹島（独島）ではなかったからである。従って、「鬱陵島＝于山島＝松島」説は成立するののかといった設問自体、意味がないのである。

それは文献批判を等閑にした柳美林氏の下條批判は、「于山島は独島である」とする前提で文献を読み、自ら「牽強附会の説」を唱えて、自家撞着を犯していたからである。

だが柳美林氏は、下條批判をしたことで、逆に于山島が独島でなかった事実を反証してしまったのである。下條批判をした柳美林氏には、感謝しなければならない。

注 1. 『大東地志』卷十六、「蔚珍県条」に「鬱陵島〔分註〕在本県正東海中（中略）、自本県天晴而登高望見則如雲氣」（本県より天晴れて高きに登りて望み見れば、雲気の如し）とある。この金正浩の『大東地志』（「蔚珍県条」）は『新增東国輿地勝覽』「蔚珍県条」の「二島在縣正東海中。三峯岌嶭撐空、南峯稍卑。風日清明則峯頭樹木及山根沙渚歴歴可見。風便則二日可到。一説于山、鬱陵本一島。地方百里」を底本としている。

注 2. 池内敏『竹島 - もう一つの日韓関係史』（中央公論新社、2016年）、14頁

注 3. 許穆『記言』卷二十八、「東界」に、「于山鬱陵一島、望めば三峯岌業とし、海晴なれば則ち山木見るべく、山下の白沙甚だ遠し」とある。

注 4. 『肅宗実録』肅宗二十年八月己酉条で、領議政の南九萬が『新增東国輿地勝覽』を「本島峰巒樹木自陸地歴歴望見」と読み、「鬱陵島の樹木が陸地（蔚珍県）から歴歴と望み見える」と解釈している。

注 5. 『文宗実録』文宗元年（1450年）十一月丙辰条に「請以三縣三里、合為一縣、号称熊川」とある。『新增東国輿地勝覽』「熊川縣」条に「文宗朝改今名置縣監」とある。

注 6. 池内敏氏の主張は、「東北亜歴史ネット」（「独島、鬱陵島からは見える」）所収、『鬱陵島から独島が見える』ことの歴史的意味の「Ⅱ. 鬱陵島と独島の可視距離圏を否定した日本側の理屈と理由」に引用された金柄烈氏の論理と重なる。

注 7. 竹島問題研究会編「竹島問題に関する調査研究」最終報告書（資料編）『竹島紀事』（平成19年3月）、41頁

注 8. 鄭尚驥の『東国地図』を継承し、鬱陵島の右上に于山島を描く。ただしこの于山島は、現在の竹嶼である。

注 9. 韓国精神文化研究院編『頤齋乱稿第三冊』（韓国学資料叢書三）卷十六、「英祖四十六年（1770年）十二月八日条」、481頁

注 10. 宋炳基『鬱陵島と独島』（檀国大学校出版部東洋学研究所研究叢書 3、1999年）、129頁

注 11. 『肅宗実録』肅宗二十二年九月戊寅条。